

朝倉市いじめ防止基本方針

朝倉市

平成26年9月
(平成30年7月改訂)

もくじ

1 朝倉市いじめ防止基本方針策定の意義	…	3
(1) 朝倉市いじめ防止基本方針策定の意義	…	3
(2) 朝倉市いじめ防止基本方針の基本的な考え方	…	3
2 いじめの定義及び防止等に関する考え方	…	3
(1) いじめの定義と理解	…	3
(2) いじめの防止等に関する考え方	…	4
① いじめを生まない教育活動の推進	…	4
② いじめの早期発見の取組の充実	…	5
③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実	…	5
④ 地域・家庭との積極的連携	…	5
⑤ 関係機関との密接な連携	…	5
3 いじめの防止等の対策	…	5
(1) いじめの防止等に対する朝倉市の施策	…	5
① 市が実施すべき事項（法律事項の整理）	…	5
② いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	…	6
ア いじめ防止基本方針の策定	…	6
イ いじめの防止等のための組織等の設置	…	6
i) いじめ問題対策連絡協議会	…	6
ii) 法第14条第3項に規定する朝倉市教育委員会の附属機関の設置	…	6
ウ 法に基づく学校の取組状況の把握	…	7
エ 学校における組織等の設置に対する支援	…	7
オ 関係機関との連携	…	7
(2) いじめの防止等に対する学校の施策	…	7
① 学校が実施すべき事項（法令事項の整理）	…	7
② 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	…	8
ア いじめ防止基本方針の策定	…	8
イ いじめ防止等の対策のための組織	…	8
③ 法に基づく学校の取組状況の評価と検証	…	9
④ 関係機関との連携	…	9
⑤ いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	…	9
ア いじめを生まない教育活動の推進	…	9
イ いじめの早期発見	…	9
ウ いじめの早期対応	…	10
エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備	…	10
オ 教職員研修の充実	…	10
カ 保護者・地域等への働きかけ	…	10
キ 適切な学校評価・教員評価	…	10

4 重大事態への対処	… 1 1
(1) 重大事態の意味	… 1 1
(2) 重大事態への対処として実施すべき事項	… 1 1
① 市が実施すべき事項（法律事項の整理）	… 1 1
② 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）	… 1 2
(3) 市及び市教育委員会又は学校による調査	… 1 2
① 重大事態の発生と調査	… 1 2
② 調査を行うための組織	… 1 2
ア 市における組織	… 1 2
イ 学校における組織	… 1 2
③ 事実関係を明確にするための調査の実施	… 1 3
ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	… 1 3
イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合	… 1 3
④ その他留意事項	… 1 4
(4) 調査結果の提供及び報告	… 1 4
① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	… 1 4
② 調査結果の報告	… 1 5
(5) 調査結果の報告を受けた朝倉市長による再調査及び措置	… 1 5
① 再調査	… 1 5
② 再調査の結果を踏まえた措置等	… 1 5

朝倉市いじめ防止基本方針

1 朝倉市いじめ防止基本方針策定の意義

(1) 朝倉市いじめ防止基本方針策定の意義

朝倉市では、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国が示すいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及びいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）（以下「国の基本方針」という。）、並びに福岡県が示す福岡県いじめ防止基本方針（平成30年2月改定）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を体系的かつ計画的に推進するために朝倉市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）を策定する。

(2) 朝倉市いじめ防止基本方針の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

朝倉市では、これまでもいじめは人権侵害であるという認識から問題の解決を目指し様々な施策に取り組んできた。

しかしながら未だいじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを見守る大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、いじめの問題に対峙するためには、基本的な理念や体制を整備し社会総がかりで取り組むことが必要であることから、この市の基本方針を策定した。

2 いじめの定義及び防止等に関する考え方

(1) いじめの定義と理解

《法におけるいじめの定義》

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

○ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児

児童生徒との何らかの人的関係を指す。

- 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。
- 児童生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることも理解しておく必要がある。

心理的な影響：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 等

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

さらに、いじめ解消についての判断は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、①いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点を適切に見定め、判断するものとする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(2) いじめの防止等に関する考え方

いじめの防止等に関する基本的な考え方として、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていく。

① いじめを生まない教育活動の推進

いじめが、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、いじめの問題の防止については、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であることから、学校の教育活動全体を通じて次のことを推進していく。

- ・全ての児童生徒に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心のかん養
- ・心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・学級、学校等における生活上の問題を発見し、解決できる能力（手段・手法）の育成
- ・ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進
- ・いじめの問題への取組及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する市民への普及啓発

「命の教育の推進」、「人間関係・集団づくりの推進」、「体験活動の推進」、「基本的

生活習慣の定着と規範意識の育成」の4つの観点から、学校・家庭・地域が連携し、意図的・計画的・総合的にいじめを生まない教育活動を具現化する。

② いじめの早期発見の取組の充実

学校や市教育委員会は、学級、学校等で起こる、冷やかしやからかい、いやがらせといった、いじめに至りかねない人間関係のささいなトラブルにおいても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確にかかわりを持たなければならない。また、当該者だけでなく周囲の者も問題に対して高い意識を持ち、話し合い等の活動を通してそれらの問題を解決しようとする実践力を育成することが望まれる。

そのために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により児童生徒がいじめを訴えやすい体制の充実や家庭・地域と連携促進を図ることが必要である。

③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合には、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、かつ、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的に対応していくことが求められる。

そのためには、いじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上を図る職員研修等の充実、さらには、家庭や地域、関係機関との連携がスムーズに行えるよう普段から体制を構築しておく必要がある。

④ 地域・家庭との積極的連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進やより多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるような体制の構築に努めるものとする。

⑤ 関係機関との密接な連携

いじめの中には、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的に配慮しながら早期に警察・児童相談所・医療機関・法務局等、多様な関係機関に相談・通報の上、より密接な連携を図るよう努めるものとする。

3 いじめの防止等の対策

(1) いじめの防止等に対する朝倉市の施策

市は、いじめの防止等のための施策を定め推進する。また、これに必要な措置を講ずる。

① 市が実施すべき事項（法律事項の整理）

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置（法第10条）
- 国や県のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針策定の努力義務（法第12条）
- いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るためのいじめ問題対策連絡協議会設置の努力義務（法第14条第1項）
- 教育委員会における附属機関設置の努力義務（法第14条第3項）
- いじめの防止等のため児童生徒が自主的に行う活動への支援、児童生徒・保護者・教職員に対する啓発その他必要な措置（法第15条）

- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策（法第16条）
 - 関係部局間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備の努力義務（法第17条）
 - 教員の養成及び研修を通じた資質の向上、生徒指導体制の充実のための教員や養護教諭等の配置、心理、福祉等の専門的知識を有する者でいじめの防止等を含む教育相談等に応じるものの確保、多様な外部人材の確保（法第18条）
 - インターネットを通じて行われるいじめに、児童生徒が巻き込まれていないかパトロールする機関・団体の取組支援や、このようないじめに対処する体制の整備の努力義務（法第19条）
 - いじめの防止等のために必要な事項と対策の実施状況に関する調査研究及び検証とその成果の普及（法第20条）
 - いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、相談制度や救済制度等についての普及啓発（法第21条）
 - いじめの報告に係る当該学校への必要に応じた支援・措置及び当該事案の調査（法第24条）
 - いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために必要な措置（法第26条）
 - 学校による児童生徒及び保護者に対する指導・支援の適切な実施のための学校相互間の連携協力体制の整備（法第27条）
- ※ 重大事態については、「4 重大事態への対処」（P11～）に記載

② いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

ア いじめ防止基本方針の策定

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

法第12条を受け、朝倉市はいじめ防止基本方針を策定する。

イ いじめの防止等のための組織等の設置

i) いじめ問題対策連絡協議会

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

上記の法に基づき、「朝倉市いじめ問題対策連絡協議会（以下「市協議会」という。）」を設置する。市協議会は、市教育委員会、市長部局、学校、PTA、民生委員児童委員、児童相談所、法務局又は地方法務局、警察その他の関係者等で構成する。

ii) 法第14条第3項に規定する朝倉市教育委員会の附属機関の設置

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止

等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

上記の法に基づき、市教育委員会は、いじめの防止等のための対策の効果的な実施を促進するために、条例による設置を根拠とする附属機関である「朝倉市学校いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

この委員会には、弁護士、医師、大学教授等専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、法が求める公平性・中立性が確保されるよう努める。

また、主な機能としては、次のようなものとする。

- 市教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策を検討するため、専門的知見からの審議を行う。
- 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として問題の解決を図る。
- 学校からいじめの報告を受け、法第24条に基づき実際に調査を行う。

ウ 法に基づく学校の取組状況の把握

市教育委員会は、各学校におけるいじめの問題への取組状況について適宜調査を行い、市協議会等において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果について機会を捉えて周知するとともに、改善に向けた支援を行う。

エ 学校における組織等の設置に対する支援

市教育委員会は、学校がいじめの防止等のための「組織」の設置に必要な情報提供や地域内関係機関等との連携体制の構築、県と連携したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用に係る人材の確保や予算措置等を講ずるように努める。

オ 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策が関係者との連携の下に適切に行われるよう、市協議会の定期的な実施やその内容の充実を図るとともに、「学校警察連絡協議会」との連携強化に努める。

(2) いじめの防止等に対する学校の施策

学校は、いじめの防止等のため、学校におけるいじめの防止等の組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立するとともに、市教育委員会とも適切に連携しながら、学校の実情に応じた方針を策定し推進しなければならない。

① 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）

- 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取組み、個別のいじめに適切かつ迅速に対処する責務（法第8条）
- 国や県、市の基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定する義務（法第13条）
- いじめ防止等のための道徳教育や体験活動等の充実、児童生徒が自主的に行う活動への支援・啓発、その他必要な措置（法第15条）
- いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童生徒の権利等を擁護する配慮（法第16条）

- 教員研修等、教職員の資質の向上に必要な措置 (法第18条)
 - パソコン、スマートフォン、携帯電話等を使ったSNSなどを通じて行われるいじめの防止のための啓発活動の実施 (法第19条)
 - 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 (法第22条)
 - いじめの通報に係る学校設置者への報告体制の構築 (法第23条)
 - 校長及び教員による加害児童生徒に対する適切な懲戒 (法第25条)
- ※ 重大事態については、「4 重大事態への対処」(P11～)に記載

② 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

ア いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

上記の法を受け学校は、学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を策定する。具体的な内容としては、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

策定に当たっては、国や県、市の基本方針等及び国の「『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A」(国立教育政策研究所)を参考にするとともに、学校の実情を十分に考慮する。

また、方針を検討する段階から保護者等地域の方の参画や、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒や地域を巻き込んだ方針とすることが有効と考えられる。

なお、策定した学校基本方針については、学校のホームページや学校通信等で、広く周知を図るよう努める。

特に入学時や各学年の開始時には、自校のいじめ防止基本方針を児童生徒、保護者、地域コミュニティ等に必ず説明する。

加えて、方針が適切に機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの計画を盛り込んでおくことが望ましい。

イ いじめ防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

上記の法を受け学校は、学校におけるいじめの防止等の組織を設置する。その際、既存の「校内いじめ問題対策委員会」等を活用した取組を継続することが適当であり、組織の名称は、学校の判断によるものとする。

学校におけるいじめの防止等の組織には、市教育委員会と連携の上、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部の専門家を位置付け、必要に応じて活用することができる体制を構築する必要がある。

学校における組織の主な役割としては、次のようなものが考えられる。

- 学校基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中

核としての役割

- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- 学校における、いじめであるかどうかの判断
- 関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行するための中核

③ 法に基づく学校の取組状況の評価と検証

学校においては、学校基本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況を学校評価の項目に位置付け、達成目標を設定するとともに、適切に評価し、取組の改善を図る。

④ 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、直ちに警察に相談・通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等との連携を図るよう努める。

また、いじめの防止等のための対策が関係者との連携の下に適切に行われるよう、普段から各関係機関との連携の強化に努める。

⑤ いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

ア いじめを生まない教育活動の推進

- 「福岡県いじめ問題総合対策（以下『県総合対策』という。）」において示す、命の大切さを学ぶ道徳の時間の充実、命を大切にすることを育む体験活動の充実、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等の取組を引き続き推進する。（法第15条）
- 県総合対策において示す、学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。（法第15条）
- 学級、学校等で起こる、冷やかしからいじめ、いやがらせといった、いじめに至りかねない人間関係のささいなトラブルにおいても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの的確にかかわりを持つ。
- 学級、学校等の問題に対して、周囲の者も高い意識を持ち、話し合い等の活動を通してそれらの問題を解決しようとする実践力を育成する。
- 障がいのある児童生徒、転入生、性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な児童生徒については、その特性を踏まえた適切な支援を行う。

イ いじめの早期発見

- いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめの早期発見・早期対応の手引（県教育委員会作成）」の活用を徹底を図る。
- 県総合対策において示す、いじめアンケート等の定期的な実施や教育相談活動の実施等の取組を引き続き推進する。（法第16条）
- 相談・通報等を受けた学校は、学校内での情報の共有化を徹底するとともに、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置により客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。

（法第23条）

- 法が規定するいじめの通報・相談への迅速で的確な対応を図るため、いじめの相談・通報に対する調査結果の市教育委員会・県教育委員会への報告体制を整備する。
(法第16条・第23条)

ウ いじめの早期対応

- 県総合対策において示す学校におけるいじめの防止等の組織の月1回開催の徹底をはじめとする、学校における組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
- 被害児童生徒の権利利益を擁護するための配慮として、校区外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。(法第16条・第23条)
- 出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
(法第25条・第26条)
- 学校だけでは対応が困難な事案に対して、市協議会等と連携したいじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。(法第18条)

エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備

- いじめの問題の早期対応に向けて、市や市教育委員会と連携してスクールカウンセラー等外部の専門家を活用するなど、学校の教育相談機能の向上に努める。
(法第18条)
- 子どもホットライン24相談窓口や市の相談窓口等の周知を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の強化に努める。(法第16条・第21条)
- 関係機関・団体等との連携をより一層強化して教育相談体制の充実に努める。
(法第17条)

オ 教職員研修の充実

- 学校の教職員のいじめの問題に関する認識と共通理解、人権尊重理念の理解・体得等を図るため校内研修を実施する。(法第18条)
- 県教育センターと連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、調査研究成果物の活用を努める。(法第20条)
- 市及び市教育支援センターが主催する研修会等を活用しながら、児童生徒の人間関係づくりのスキルを育成できるための教職員の資質向上に努める。

カ 保護者・地域等への働きかけ

- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県や市と連携しながら、いじめに特化したリーフレットや相談窓口の紹介カード等の配布といった、家庭への啓発と支援の活動を推進する。
(法第21条)
- インターネットを通じて行われるいじめに関する内容への家庭における理解と早期発見に努める。(法第19条)
- 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組や企業による地域での見守り活動など、関係機関・団体等の取組との連携推進に努める。(法第17条)

キ 適切な学校評価・教員評価

- いじめに関する学校評価・教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対

応にどのように取組を行っているかについて評価する。(法第34条)

○ いじめの取組に関する評価は、学校基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づき行う。(法第34条)

○ 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。(法第34条)

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

○ 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (例) ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
・ 身体に重大な傷害を負った場合
・ 金品等に重大な被害を被った場合
・ 精神性の疾患を発症した場合

○ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市及び市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

○ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。

(2) 重大事態への対処として実施すべき事項

① 市が実施すべき事項(法律事項の整理)

○ 重大事態について調査を行う場合の、市の下組織の設置と事実関係の調査
(法第28条第1項)

○ 市教育委員会として調査を行った場合の関係児童生徒及び保護者への情報提供
(法第28条第2項)

○ 学校が調査を行う場合は学校の調査への指導・支援
(法第28条第3項)

○ 重大事態の発生にともなう市長への報告
(法第30条第1項)

- 市長による附属機関を設けての再調査 (法第30条第2項)
- 市長による調査結果の議会への報告 (法第30条第3項)
- 重大事態への対処及び再発防止のための措置 (法第30条第5項)

② 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）

- 重大事態に係る学校が調査を行う場合の学校の組織の設置と事実関係の調査 (法第28条第1項)
- 学校が調査を行った場合の関係児童生徒及び保護者への情報提供 (法第28条第2項)
- 重大事態の発生にともなう市教育委員会を通じた市長への報告 (法第30条第1項)

(3) 市及び市教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

- 市及び市教育委員会は市が設置する学校において、重大事態が発生した場合、学校からの報告を受け、市長へ事態発生について報告する。併せて、県教育委員会への報告を行うこととする。
- 市及び市教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体や調査組織について判断しなければならない。
- 調査主体は、重大事態への対処及び再発防止のための調査を行わなければならない。その際、当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にするように努める。
- 学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市及び市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導又は人的措置も含めた適切な支援を行う。
- 学校が調査主体とならなかった場合でも、学校は資料を提供するなど積極的に調査に協力する。

② 調査を行うための組織

ア 市における組織

- 市及び市教育委員会が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、法第14条第3項による附属機関である朝倉市学校いじめ防止対策推進委員会とする。
- 組織に加える専門家の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識又は経験を有する者とする。
- 組織に加える専門家は、当該重大事態の性質に応じて、職能団体や大学、学会からの推薦等も参考にして選出する。
- 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性を確保する。

イ 学校における組織

- 調査の際に、学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、学校におけるいじめの防止等の組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織する。
- 組織に加える専門家の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識又は経験を有する者とするのが望ましい。
- 組織に加える専門家は、市教育委員会や県教育委員会と連携し、当該重大事態の性質

に応じて、職能団体や大学、学会からの推薦等による方法で選出することが望ましい。

- 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市及び市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。したがって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で、市及び市教育委員会は、調査組織に対し積極的に資料を提供する。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問票を使った調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を行う。例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めなければならない。

さらに、いじめられた児童生徒及び保護者並びに周囲にいた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

なお、これらの調査を行うに当たっては、国が示している「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、関係機関とより適切に連携して対応に当たることが必要である。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などにより行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意して、国が示す調査の指針を参考とする。

万一、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指

し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市及び市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査を実施する。
- 詳しい調査を行うに当たり、市及び市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱いや調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族との合意を図る。
- 背景調査においては、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、客観的、総合的に分析評価を行う。
- 事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めるようにする。
- 学校が調査を行う場合においては、市及び市教育委員会は、情報の提供について必要な指導・支援を行うものとする。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。
- 市、市教育委員会及び学校は、報道機関に対し、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺の連鎖の可能性などを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にして、報道の在り方には特別の注意をするよう積極的に働きかける。

④ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ市・市教育委員会及び学校は、児童生徒に対する出席停止措置の活用や、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。また、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信と個人のプライバシーへの配慮に努める。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

市及び市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行う。

なお、学校が調査を行う場合においては、調査の内容・方法・時期、集約した情報の提供などについて関係機関との協議を十分に行う。

② 調査結果の報告

調査結果について、市及び市教育委員会は学校からの報告を受けて市長及び県教育委員会に報告しなければならない。

上記①の説明の結果を踏まえ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(5) 調査結果の報告を受けた朝倉市長による再調査及び措置

① 再調査

(公立の学校による対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

上記(4)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行うものとする。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又はその保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することができる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図るものとする。また、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

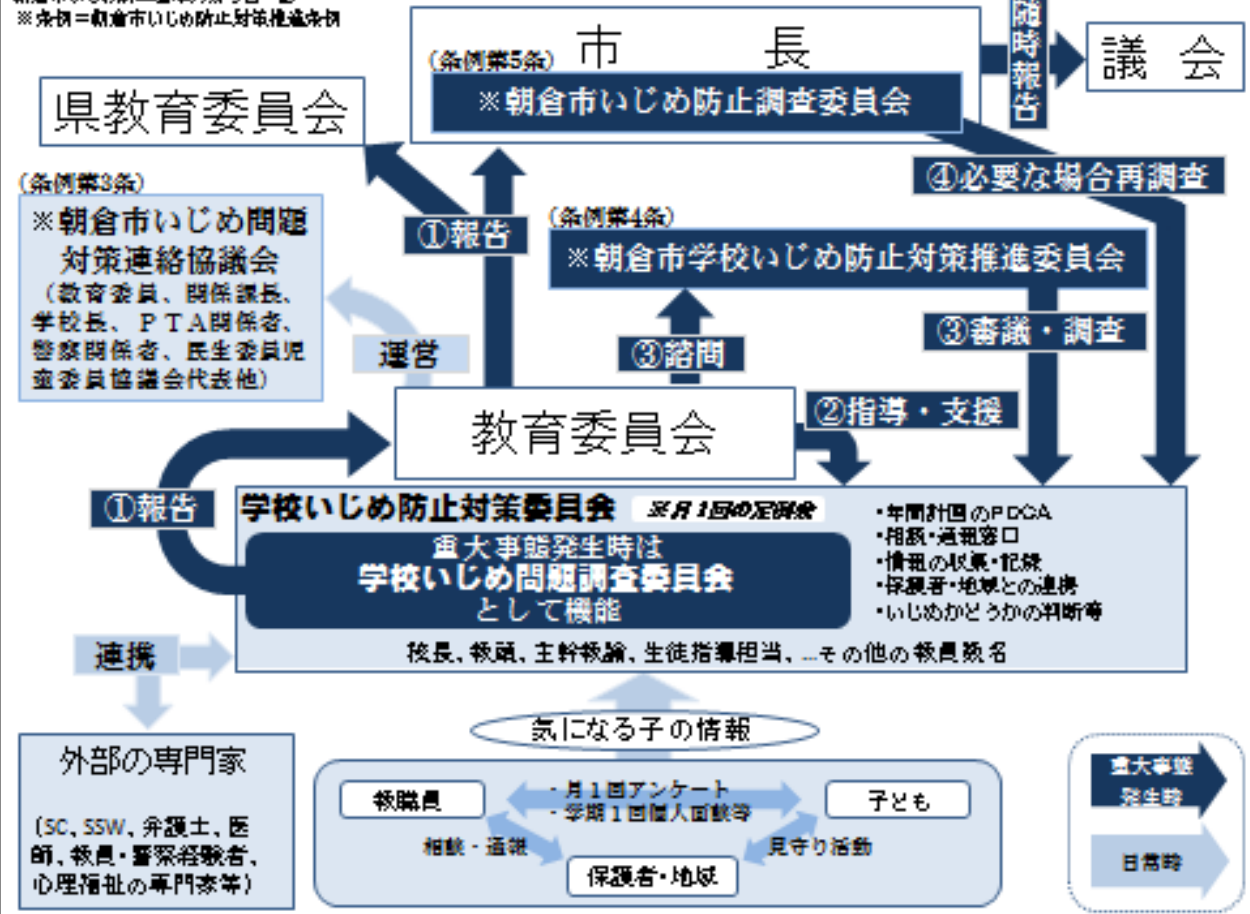
② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

「必要な措置」としては、例えば、指導主事等の派遣による重点的な支援(生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化)、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。市長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じて必要な配慮を確保する。

朝倉市いじめ防止基本方針フロー図
 ※先例＝朝倉市いじめ防止対策推進条例



- 学校は、学校いじめ防止対策委員会の組織を整え、外部の専門家や保護者、地域等と連携しながら子供の実態を具体的に把握するなどしていじめの防止等に関する措置を効果的に行う。
- 朝倉市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体(教育委員、関係課長、学校長、PTA関係者、警察関係者、民生委員児童委員協議会代表他)の連携を図る。
- 重大事態が発生した場合、学校いじめ防止対策委員会は学校いじめ問題調査委員会として機能を果たす。重大事態に係る内容について市教育委員会へ報告するとともに、より具体的な内容を把握するための調査を行う。また、報告を受けた市教育委員会は、その内容を市長、県教育委員会に報告する。
 - 市教育委員会は、学校が児童生徒や保護者、地域に対して的確に対応できるよう指導と支援を行う。
 - 市及び市教育委員会が調査主体となる場合は、市及び市教育委員会は朝倉市学校いじめ防止対策推進委員会にその旨を諮問をする。当委員会は審議を経て調査に取り組む。
 - 市及び市教育委員会または学校によって行われた調査の結果を受け、市長が必要と判断した場合には、朝倉市いじめ防止調査委員会による再調査を行う。
- 随時** 市長は、事態の経過について随時議会に報告する。